無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年九月二十一日

一、墳墓等所在地　京都府向日市鶏冠井町荒内九二番地

一、墳墓等の名称　鶏冠井北墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　佐々木永太郎、五十棲常一、上野政太郎、吉田安太郎

一、改葬を行おうとする者　京都府向日市鶏冠井町御屋敷二六番地　鶏冠井墓地管理組合　組合長　上田　勉

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年九月二十一日

一、墳墓等所在地　京都府向日市鶏冠井町稲葉三七番地

一、墳墓等の名称　鶏冠井南墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　川口京子、中島与兵ヱ

一、改葬を行おうとする者　京都府向日市鶏冠井町御屋敷二六番地　鶏冠井墓地管理組合　組合長　上田　勉

公示送達

白鷹都市計画事業白鷹町鮎貝土地区画整理事業の書類の送付に代える公告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による白鷹都市計画事業白鷹町鮎貝土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告します。

記

一　通知を受けるべき者の住所及び氏名

山形県西置賜郡鮎貝村大字鮎貝二三三八番地

芳賀　駒蔵

山形県西置賜郡鮎貝村大字高岡二七八〇番地

芳賀彦三郎

山形県西置賜郡鮎貝村大字高岡二七九一番地

芳賀彦左エ門

山形県西置賜郡荒砥町大字馬場一〇〇九番地

芳賀　與七

山形県西置賜郡荒砥町大字石那田一〇二二番地　芳賀幸左エ門

山形県西置賜郡荒砥町大字馬場一〇一二番地

芳賀伊左エ門

山形県西置賜郡荒砥町大字馬場七五九番地

芳賀　彦七

山形県西置賜郡荒砥町大字馬場一〇一四番地

芳賀　新七

山形県西置賜郡荒砥町大字石那田一〇三七番地　芳賀彦左衛門

山形県西置賜郡蚕桑大字横田尻一四一二番地

芳賀　周議

山形県西置賜郡蚕桑大字横田尻一四六三番地

芳賀　角彌

山形県西置賜郡蚕桑大字横田尻一二七四番地

芳賀　中一

山形県西置賜郡蚕桑大字横田尻一二一八番地

芳賀　與八

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分の通知

従前の土地

大字鮎貝字小屋口一一九一番一　公衆用道路六八㎡　基準値積六八、〇〇㎡

権利金額　三四、六一九円

清算金精算額交付金　三四、六一九円

土地区画整理法第九十五条第六項により金銭清算、同法第百四条第一項により消滅

教示

一　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に山形県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から六箇月以内に白鷹町鮎貝土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを白鷹町鮎貝土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示しております。

平成二十四年九月二十一日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二五二三

白鷹町鮎貝土地区画整理組合

代表者　鈴木　金吾

任意清算公告

当社は、平成二十四年八月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月二十一日

愛知県知多市岡田字海渡一七番地

丸永織物工業合資会社

代表社員　永井　和子

債権申出の催告（第一回）

当社の規約型企業年金は平成二十四年七月三十一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十一日

静岡県沼津市吉田町三八番一号

株式会社エヌビーエス

規約型確定給付企業年金

清算人　河原井　誠

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年９月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十一日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

株式会社マルハニチロホールディングス

確定給付企業年金清算人　御座　勉

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十一日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

株式会社マルハニチロホールディングス

確定給付企業年金清算人　御座　勉

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十一日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

株式会社マルハニチロ水産

確定給付企業年金清算人　御座　勉